

■武豊町コミュニティバス地区説明会 実施報告

開催日時	場所	出席者人数
平成 23 年 8 月 29 日 (月) 19:00~20:00	思いやりセンター	6 人
平成 23 年 8 月 30 日 (火) 19:00~20:00	思いやりセンター	21 人
平成 23 年 8 月 31 日 (水) 19:00~20:00	東大高公民館	10 人

<質問事項とその回答>

<乗合タクシー乗車方法について>

Q：新田で乗る場合、笠松まで乗合タクシーは行くのか。

A：新田で乗る場合、笠松にタクシーは行きません。予約のあった箇所のみ運行する。

Q：乗合タクシーが遅れた場合には、コミュニティバスは待つのか。

A：コミュニティバスの運行時間は変更しない。乗合タクシーが遅れないように対応する。配車が遅れないようにすることを前提に、乗合タクシーの委託先事業者を選定した。

Q：乗合タクシーが遅れてコミュニティバスに乗れなければ、乗合タクシーで送迎されるのか。

A：利用する 30 分前までに予約してもらうことで対応できる。利用する時間が分かっているならば、できるだけ早めに予約をお願いしたい。

Q：バスが遅れた場合、予約した乗合タクシーが行ってしまうことはないか。

A：大きな事故がなければ、待っているようにする。ただし、乗合タクシーを予約していたにもかかわらず、その時間に停留所に行かず乗り遅れてしまった時は、バスは定刻通りに運行するので、バスに乗り継げないことが分かった場合、乗合タクシーは利用者が来なかったとして動く場合がある。

Q：コミュニティバスの運転手と乗合タクシーの運転手は連絡をとるのか。

A：予約時にタクシーの運転手が情報を予約センターから入手する。その際に、コミュニティバス会社にも連絡が入り、バス会社からバス運転手に無線にて連絡が入る。そうした流れで情報を共有することになっている。

Q：乗り継ぎですが、壱町田からやすらぎ墓園に行く場合、乗合タクシーを 2 回乗り継ぐことになるが対応可能か。

A：壱町田から梨子ノ木北と武豊高校東からやすらぎ墓園行きの乗合タクシーの両方の予約が必要となる。100 円で 2 回の乗り継ぎができます。バス及びタクシーの運転手に乗り継ぎする旨を説明いただければ、乗り継ぎ券が渡されますので、活用ください。

<予約方法について>

Q：時刻表で乗車したい時刻を確認し、その時刻の 30 分前の予約でよいか。新田で乗車したいが、笠松発 9:22 の 30 分前か、新田の 9:25 の 30 分前の予約のどちらか。

A：新田で乗車したいのであれば、新田 9:25 の 30 分前となる。ただし、停留所間は 3 分程度なので、できるだけ早く予約していただきたい。

Q：つつい予約を忘れてしまう。30 分前でないといけないか。

A：予約がなければ運行しません。この事業のために車両をわざわざ待機させている訳ではなく、近くの空車の車両が対応することになっている。予約センターで、直前の予約で時間がない場合はお断りします。

Q：下りの場合も上りと同じ方法で予約するのか。

A：コミュニティバスから乗合タクシーに乗り換える時もまったく同じで、乗合タクシーに乗る 30 分前までに予約をしていただく。コミュニティバスに乗る前に予約をお願いしたい。

Q：行きは自宅から電話できる。しかし帰りは携帯電話があればよいが、公衆電話は少なくなった。

A：公衆電話がない場合は、出先の電話をお借りしてほしい。フリーダイヤルにしているので、通話の負担がありません。

Q：フリーダイヤルは携帯電話で OK か。通話場所指定はないか。名古屋からでも大丈夫か。

A：携帯電話で大丈夫です。通話の場所指定もありません。

Q：予約時間に配車ができないということで断られることがあるのか。予約時にタクシーがないということはないのか。一般のタクシーでは、雨天時など、20～30 分待たされることがある。

A：通常の場合、「今すぐ来て欲しい」といっても雨天時などは配車のため 20～30 分待つことがあるが、乗合タクシーは 30 分前までに予約の連絡をもらうことになるため、時間どおりに配車できる。安全タクシーは、半田市内もふくめ 50 台程度の車両がある。GPS 機能がついているため車両の位置が分かり、一番近い車両を配車する。

Q：予約時は、名前がいるか。3 人乗る場合、代表者の名前だけでよいか。

A：予約時は、名前、住所、利用人数を伺う。代表者だけの名前がかまわない。利用人数は、例えば 6 人乗る場合は、車両 2 台確保する必要となるため、人数が必要となる。

Q：予約せず、待っている人がいれば、利用できるのか。

A：事前予約をルールとしています。予約がないと運行しないため、停留所には車両がいきません。

<料金等について>

Q：運賃は、乗り継ぎを含めて 100 円となっている。役場で、次のバスに乗り継ぐ場合も 100 円か。

A：例えば、壱町田・梨子ノ木ルートでタクシーから赤ルートに乗り継ぎ、役場で青ルートに乗り継ぐ場合は、100 円で利用できる。ただし、乗り継ぎのルールとして、接続している便は乗り継ぎになるが、一旦別の用事を済まして、次の便に乗車する場合は、乗り継ぎと言わず乗り換えとなるため、この場合は、合計 200 円になる。

Q：乗り継ぎ券はどんなものか。

A：3センチくらいの色紙です。コースの色、日付があり、その日付のみ利用可能となっている。

<車両について>

Q：この乗合タクシーは、専用のタクシー車両か。

A：これは、安全タクシーの通常の車両を利用する。予約時に停留所に近いタクシーが対応する。当該事業のための限定した車両ではない。

Q：一般のタクシーを利用して、乗合タクシーの予約時間に遅れることはないか。

A：ピーク時にタクシーが確保できるかどうか心配ではあるが、混雑時にも対応できるように、事業者選定の際に留意した。交通事業者には対応できるように了解してもらっている。

Q：武豊地区で確保している安全タクシーの 6 台は全て乗合タクシーに使うのか。

A：乗合タクシーのステッカーを 6 台分準備している。予約があれば、ステッカーを貼り対応する。一般の利用があっても、先に予約があれば、乗合タクシーが優先される。常時ステッカーを貼っているわけではなく、通常業務の空車を活用して乗合タクシー事業に対応してもらう。

Q：ステッカーはいつの時点で貼るのか。

A：予約が入った時点で貼って動く。予算の関係から、6 台分でスタートする。6 台分のステッカーで不足するのかわからない。試行的に開始する。

<利用者について>

Q：小学生が一人で電話して、一人で利用できるのか。

A：小学生でも一人で利用できる。

Q：障害者の利用は可能か。運転手は乗降時に手伝うのか。

A：車椅子利用者の場合は、折りたたんでトランクに入れて利用してもらう。バスには、スロープを使ってそのまま利用できる。運転手も乗降を手伝うことになっている。

Q：障害者の定義は。自動車免許の自主返納者が何人いるか。

A：コミュニティバスと同じ基準です。障害者手帳をもっている方を対象としている。自

主返納者は54人です。

Q：免許返納者の無料乗車券はなぜ2年間なのか。

A：他地域での取り組みでは、免許返納者でも無料としていないところもある。無期限の利用も考えたが、受益者負担であるべきだと考えた。

<ルート・停留所等について>

Q：自宅前などに、途中下車ができるか。

A：タクシー車両を使うが、バス事業として実施するもので、バスの利用と同じであると想定してほしい。バスは停留所で停車するため、途中下車はできない。それと同じ。運輸局の認可もそのような内容でいただいている。

Q：ルートは後々改善されると思うが、一部接続されていない。次の変更の目安があるか。

A：まだ具体的な予定はない。どれぐらいの利用があるか、試行運行をして意見をもらいたい。コミュニティバスではなく、乗合タクシーの停留所を先に流動的に設置対応したい。バス事業は、簡単に事業拡大は難しい。乗合タクシーは、比較的対応しやすいため、ルート、停留所等、流動的に対応したい。

Q：乗合タクシーは5ルートあるが、今後増やしていくのか。

A：モデル的に試行運行としてスタートする。事務局でルート等は設定した。変更しないという訳ではない。コミュニティバスよりもタクシー停留所の変更は行いやすいので、利用状況を見て、変更対応していきたい。

Q：乗合タクシーのルートの設定方法は。

A：コミュニティバスでカバーできていない集落を中心に設定した。対応していない集落があることは承知しているが、周辺での利用状況や皆さんの意見から逐次見直したい。

Q：停留所の位置などは変更していくのか。

A：地域からの要請があれば変更を検討していく。意見の集約にあたって区長さんのご協力をお願いしたい。ただし、停留所の設置は、警察、道路管理者、運輸局との調整・許可（認可）が必要となるため、どこでも良いわけではありません。関係者との調整をもって位置を変更する。

Q：将来的には、停留所は増やせるか。

A：配置を換えるだけでなく、停留所数を増やすことも考えている。変更するタイミングは、年度単位での対応を想定している。

Q：笠松の停留所位置は、利用者の不満がでるのではないかと。なぜ、笠松公民館なのか。もうすこし住宅地の近くが良いかもしれない。

A：どこまで南の方にしてよいのか判断できなかった。今回は、地域の集会場となっている公民館とした。試行運行の中で、地域の意見をふまえ検討していきたい。

Q：梨子ノ木の停留所位置は、住宅地の方が良いのではないか。

A：停留所の圏域を 300m で設定している。梨子ノ木の集落を対象に設定した。少し南のエリアもカバーする必要があるが、こちらはコミュニティバスの平井バス停がある。周辺のバス停位置との関係も考え設定した。

<時刻について>

Q：時刻表について、コミュニティバスの上段と下段の間の矢印はどういう意味か。

A：4ルートを2台で運行している。左の緑・青で1号車が、赤と緑で2号車が対応している。緑と青の間を矢印でつないでいる。

Q：病院には9時頃までにいきたい。コミュニティバスの時間設定の理由は。

A：総合連携計画の中で通勤通学はコミュニティバスの利用対象としなかった。昼間の移動制約者を対象とした。朝7時から夜9時まで対応した場合は、運転手を交代させる必要があり、人件費・要員確保が問題となる。朝早くから運行してほしいという要望は承知しているが、ご理解ください。

Q：乗合タクシーは、ちらしを見ると、例えば壱町田で10:10に乗車したら、何分にバス停につくのかわからない。

A：必ずコミュニティバスに接続する。コミュニティバスの時刻表と照らしあわせていただければ、最寄りの時間のバスに接続する。時刻表を再度作成するときには、到着時間などを表示したいと思う。

<その他>

Q：コミュニティバスの運行を開始して、青ルートゆめたろうプラザ、体育館の利用はあるのか。ぐるっとまわることを考えると、ゆめたろうプラザ、体育館はやめてショートカットしたほうが、スピードアップして利用が多くなるのでは。

A：体育館、ゆめたろうプラザは一定の利用がある。役場、商業施設の方が利用は多いが、体育館、ゆめたろうプラザが無いわけではない。駅、商業施設、病院、公共施設に停留所を設けるように設定した。スピードアップの指摘は理解できるが、自家用車を利用できない方への配慮を考えた。

Q：問い合わせは役所のどの課になるかわからない。バス係としてほしい。

A：電話の交換手にコミュニティバスの担当と言えば、企画政策課までつながるようにしている。